

## 郵送による戸籍謄抄本等交付申請書

河南町長 様

## 1. 申請される方はどなたですか

年 月 日

申請者は	法人名 法人所在地 代表者氏名 担当者名	社印
	電話番号 ( )	
	申請者と筆頭者との関係	

## 2. どなたの証明書が必要ですか

必要な戸籍は	本籍地番	河南町		
	筆頭者氏名		明・大・昭・平・令 年 月 日生	
	対象者氏名		明・大・昭・平・令 年 月 日生	

## 3. 必要な証明書はどれですか（下記の手数料は河南町での金額です。）

必要な証明は	証明書の種類		手数料	通数	備考
	戸籍	全部事項（謄本）		450円	
個人事項（抄本）			450円	通	
除籍	全部事項（謄本）		750円	通	
	個人事項（抄本）		750円	通	
(平成・昭和)改製原戸籍	全部事項（謄本）		750円	通	
	個人事項（抄本）		750円	通	
戸籍の附票	全部事項（謄本）		300円	通	
	個人事項（抄本）		300円	通	
原戸籍附票 除籍附票	全部事項（謄本）		300円	通	
	個人事項（抄本）		300円	通	

## 4. 申請理由をお知らせください。

(具体的に記入し、その申請理由が確認できる資料を添付してください。)

○送付していただくもの（□にチェック[☑]を入れてください。）

□郵送による戸籍謄抄本等交付申請書(この用紙)

□手数料(郵便局の定額小為替で、お釣りのないようにご用意ください。切手、印紙等の受け取りはできません。)

□申請者の名前が載っていない戸籍を申請するときは親族関係や利害関係を証明できる書類等を同封してください。

□返信用封筒(切手を貼り、所在地・法人名・担当者名を表書きしてください。送付先は添付書類で確認した法人の本店、支店または営業所(事務所)になります。)

□次頁の注意事項を確認の上、必要書類を揃えて申請してください。

# 【法人等団体が戸籍謄本等を申請するにあたってのご注意】

申請書には次の事項をみれなく記入してください。

- ① 申請年月日
- ② 申請者:必ず印を押してください。押印していただく印は、社印、代表取締役印、支店印等です。従業員が申請する場合は、支店名または営業署名(事業所名)および所在地、所属部署、担当者氏名、電話番号も記入してください。
- ③ 申請理由
- ④ 必要な戸籍の本籍地および筆頭者(抄本の場合は申請の対象者の氏名)
- ⑤ 必要な戸籍等の種類と通数

## 申請理由の記入について

- ① 自己(申請者)の権利の行使および義務を履行する必要がある場合
- ② 国または地方公共団体の機関に提出する必要がある場合
- ③ 戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合  
上記の理由に該当する場合は申請できますので、申請理由は具体的に記入し、その申請理由を確認できる資料を添付してください。

## 申請者の資格および添付書類について

- 1 代表者が申請を行う場合
  - (1) 代表者の資格を証する書面  
法務局発行の「代表者事項証明書」または「現在(履歴)事項全部(一部)証明書」で発行後3ヶ月以内の原本または写し。(原本の場合、還付は可能です。写しは還付しません。)
  - (2) 代表者の本人確認書類の写し(運転免許証等)
- 2 支配人が申請を行う場合
  - (1) 支配人の資格を証する書面  
法務局発行の「現在(履歴)事項全部(一部)証明書」(申請した支配人の記載があるもの)で発行後3ヶ月以内の原本または写し。(原本の場合、還付は可能です。写しは還付しません。)
  - (2) 支配人の本人確認書類の写し(運転免許証等)
- 3 従業員が申請を行う場合
  - (1) 代表者の資格を証する書面  
法務局発行の「代表者事項証明書」または「現在(履歴)事項全部(一部)証明書」で発行後3ヶ月以内の原本または写し。(原本の場合、還付は可能です。写しは還付しません。)
  - (2) 代表者が作成した委任状
  - (3) 従業員の所属する法人の支店等(営業所または事業所)の所在地を確認することができる書類(名刺は不可)
  - (4) 従業員の本人確認書類の写し(運転免許証等)

## 手数料について

- 郵便局の定額小為替でおつりが出ないようにご用意ください。切手、印紙等の受け取りはできません。

## 注意事項について

- ① 戸籍証明証等は本籍地のある役所に申請してください。
- ② 申請内容に誤りや記載漏れがあると交付できません。
- ③ どのような証明書が必要か、事前に必ず提出先にご確認ください。
- ④ 河南町では、戸籍電算化(コンピュータ化)により、平成16年3月20日付けで戸籍等を改製しています。
- ⑤ 郵送の場合は、配達日数と役場での処理日数が必要になります(1週間程度)ので、日数に余裕をもって請求してください。
- ⑥ プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。また、戸籍法・住民基本台帳法により偽りその他不正の手段によって交付を受けた者は罰金に処せられます。

## 《送付先・問い合わせ先》

〒585-8585  
大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6  
河南町役場 住民部 住民生活課 住民窓口係  
TEL:0721-93-2500 (内線123)